

盛岡広域振興局長告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和4年1月28日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 C工区 八幡平市安比高原180番8の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市安比高原117番地17 合同会社H. A. Development
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 八幡平市大更第34地割391番3、392番1及び393番1
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都港区西新橋一丁目3番1号 三菱HCキャピタルコミュニティ株式会社